

生物文化多様性ワークショップ(2009年5月10日)

中近世日本の資源利用をめぐる社会的葛藤

地球研「列島プロジェクト」中部班

白水 智

1. 日本人は「自然に優しく」生きてきたのか？

日本列島



周囲を海に囲まれ、国土の3分の2が山に覆われた、自然豊かな列島

- ・地域に根ざした数多くの「自然知」
- ・自然資源の利用にまつわる各種の「技能」
- ・持続的な利用のためのルール存在

「古来、日本人は自然に優しく共生してきた」
は、本当か？

古代以来の激しい自然利用

林産資源を例に…激しい濫伐の連続

- ・王権の論理による自然神・地域神の圧伏。
- ・古代畿内の森林→田上山の伐り尽くし。
黒田庄は杣から一般の荘園に。
- ・鎌倉時代の東大寺再建用材は畿内から求められず。
- ・近世中国地方のはげ山化。木曾森林の「尽山」化。

→ 決して「自然に優しく」生きてきたわけではない。

では、なぜ

日本列島には

豊かな自然(生物多様性)が
残されてきたのか？

▪ 科学技術段階の低さによる影響の小ささ

はあるが、それ以外には？

2. 生物多様性の場としての「山野河海」

従来の日本史像

Ⅱ

- ・古代より米を主食とする農業国と理解し、水田の拡大・水田生産力の拡大をもって歴史の「発展」とする見方
- ・田畠(農耕地)での生産以外は軽視
(農業中心史観)

海に囲まれ、山に覆われた列島の特色

→ 「山野河海」での生業の重要性

＝

生物多様性の場

・海や山は領主支配の本質が見えやすい

海に囲まれ、山に覆われた列島の特色

→ 「山野河海」での生業の重要性

＝

生物多様性の場

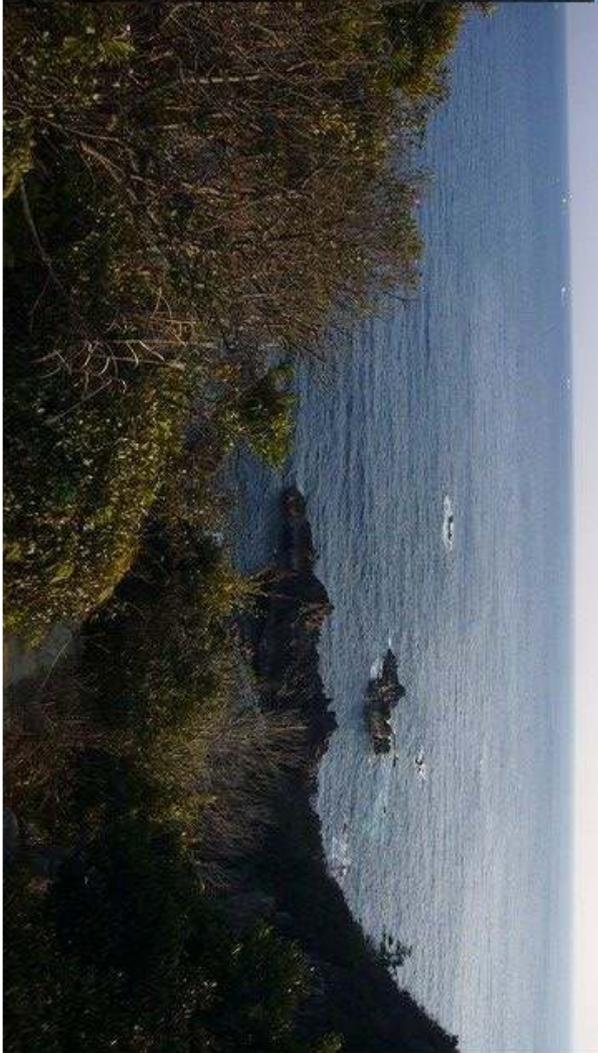
同時にそこは「私有」原理になじまない
「共同」の場でもある

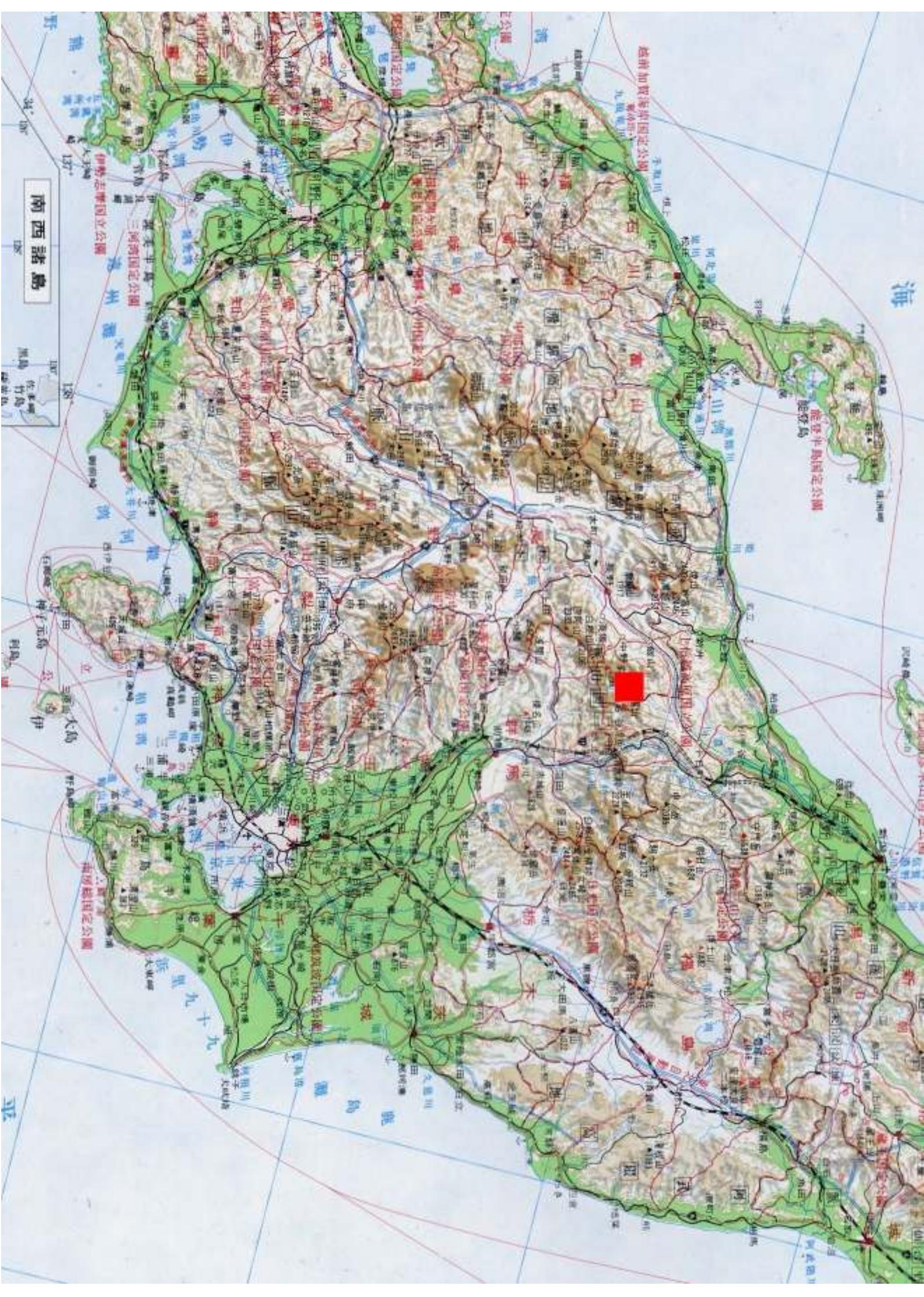


山野



河海





南西諸島

海

(付箋)

ありふさよりしそくすけふさくのゆつり狀

(端裏書)
「六郎分」

讓渡所領事

六郎助房分信濃國高井郡志久見郷の惣領職、代々御下文・手
つきせらもんあいそゑて、讓渡處也、きやうていの分讓狀、
めんくにあり、そのほかは、他のさまだけあるへからず、

一 あけ山は、往古よりさかいをたてわけざるあひた、今は

しめて立にくきによりて、こあかさわを十郎にたふよりほ

かに、兄弟ともにもわけあたゑぬ也、さいもくとり・れう

しなといれんに、わつらいをいたすへからず、如此讓狀か

きあたふるゑは、ほんきう分・ほんざく田畠・在家など

申て、わつらひをいたすへからず、余兄弟の中にも、讓狀

のほかに、本作などいひて、わつらひをなさん□ともから

にきては、不孝の仁たるへし、

(中略)

元亨元年十月廿四日

(市河) 盛房 (花押)

(裏書)

「任此狀、可令領掌由、依仰下知如件、

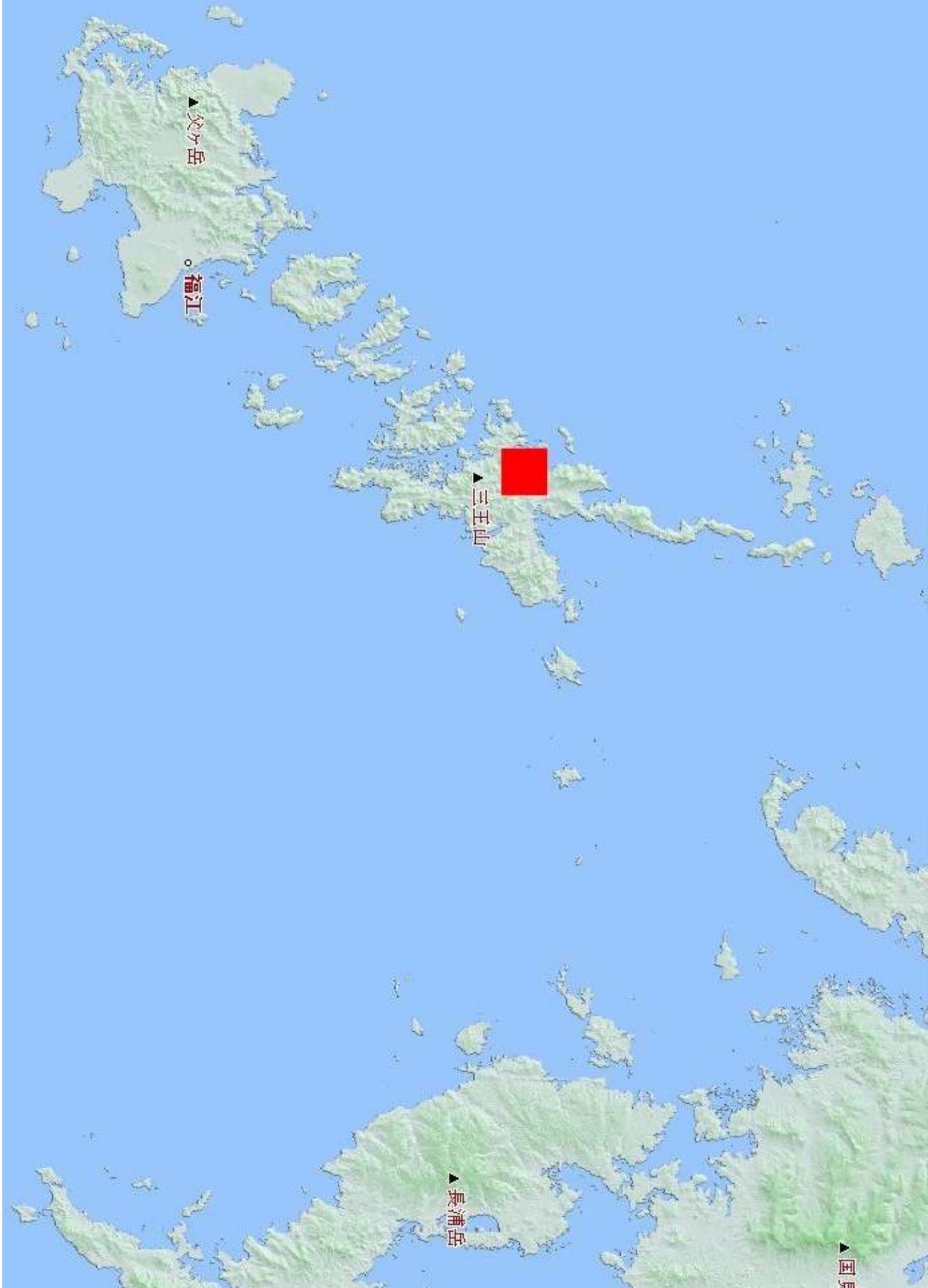
元亨二年十月十一日

(北條高時) 相模守 (花押)

(金澤貞顯)

修理權大夫 (花押)

(1321)



▲父岳

○福江

▲三玉山

▲長浦岳

▲国見

ゆつりあたうる肥前國五嶋内に□□□□めあうかたの□□ち

とらしきの事、

右、件の所、たかつくが重代さうてんのしりやう世、しか

るあひた、養子かめ□□□□が所ニ子ニ孫ニいたるまでも、ゆ

つりあたうる事しち世、高繼が子孫子ありといふとも、その

さまざまなく、かめほらしりやうちするべく候、さかい、

みな、かきる、あゆかわのさきのひたをたて、うくのくひ

よりおしなかをにふ、をとしてひたをたて、たいのうらさか

いをかきる、きた、かきる、魚目之大道をかきて、うらにふ

をとして急わけをかきる、にし、かきるう、かのさかい

のうち(たか)にきて、かめほらしかしとせん、いたるまで

も、そのさまざまなくすべく候、あゆかわに候、んあみ一て

う、そりやうのうちに、所をきらわすたてらるべく候、

一てうのほか、そりやうにたて候、ん時、そりやうの

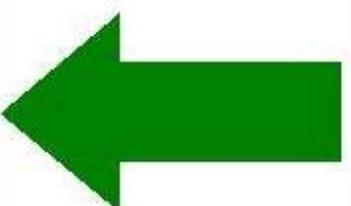
しんたいたるべく候、よてゆつりしやうくたんのことし、

(1318)

文保二年九月十七日

藤原高繼在判

(旧)惣領



庶子
田
畠

庶子
田
畠

田
畠

庶子
田
畠

(新)惣領

山
海



在地領主一族の共同の場としての山・海

＝

農耕地と異なり、細分化になじまない場

どのように管理されたのか？

3. 資源利用に関わる調整のあり方

自然資源利用に関わるルールの調整は
どのように行われてきたか？



漁業と山地生業の事例から考えてみたい

3-(1) 漁業をめぐる事例

中世前期から漁場をめぐる紛争が起きる



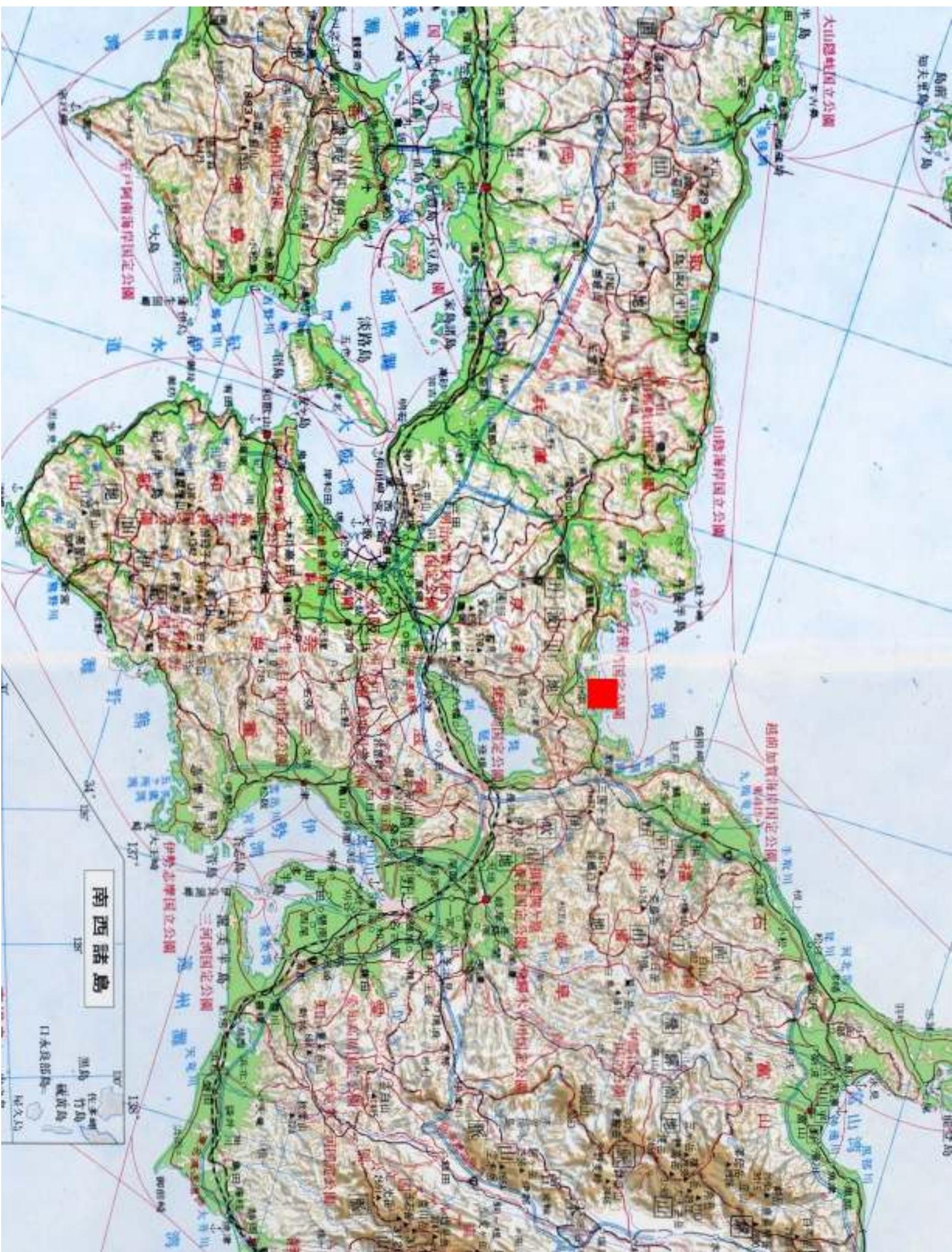
特定の漁場をめぐる「権利」意識の発生



「漁業権」の調整や保証の必要性

「漁業権主張のしかた」の4類型

- ①領内型…地先を陸地の延長として権利主張する。
- ②協定型…相互に妥協点を探り、ルールを作って合意された権利にもとづく主張。
- ③特権型…職務の重要性や由緒をもとに、必要な範囲でいつでも漁業をできるとする権利主張。
- ④役負担型…貢租を負担しているから漁業権が認められるべきだとする権利主張





あわ
坂

越前加賀海岸国定公園

福井市

越前町

鯖江市

越前市

越前岬

敦賀市

美浜町

若狭町

西滝井町

小浜市

おおい町

高浜町

舞鶴市

宮津市

宇治野町

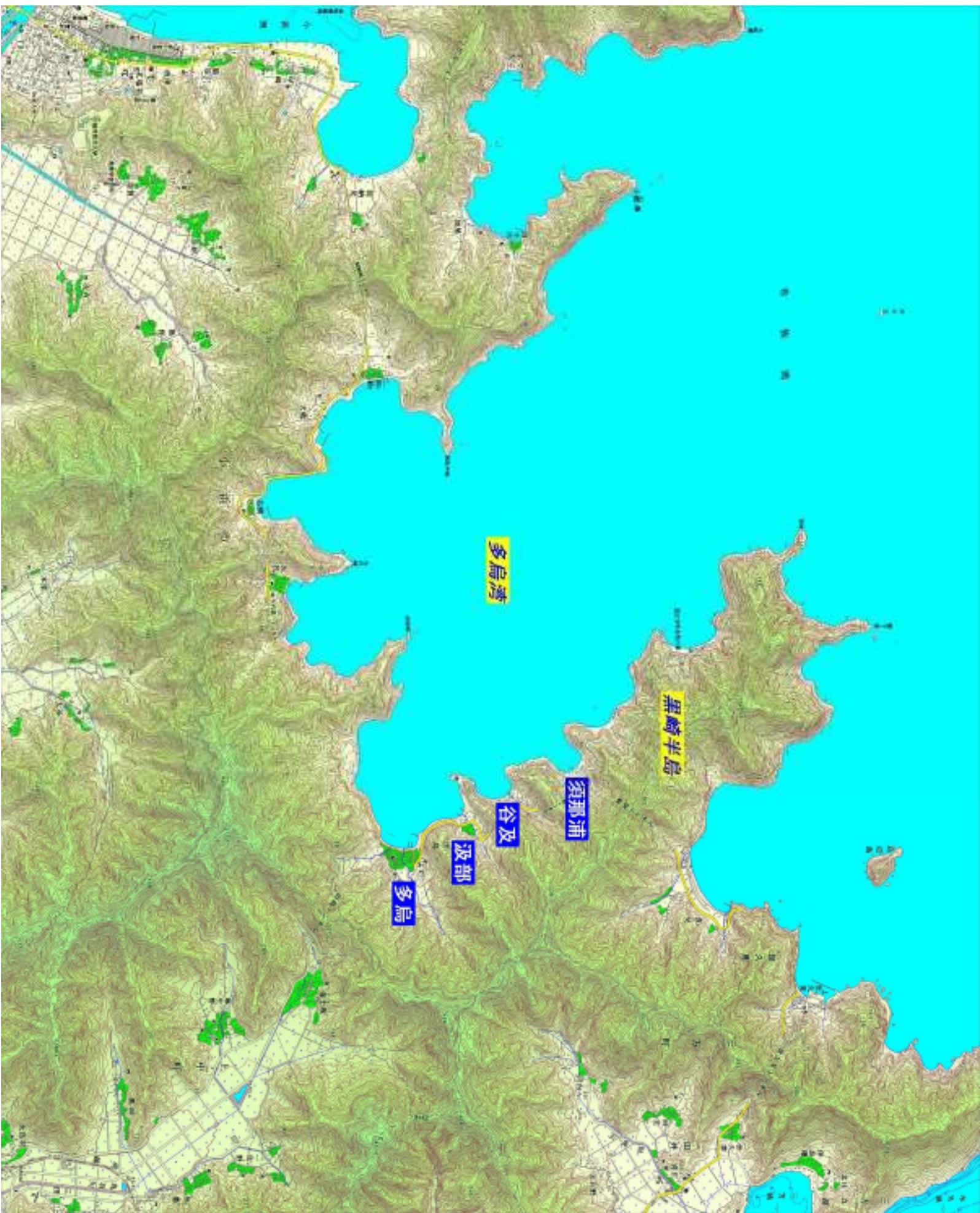
経ヶ岬

伊根町

成生岬

常神岬

余



○エノ文書ハ、年次未詳デアルガ、四三号文書ニ関係スルト思クレル
ルタメ、シバラクコ、ニ掲ゲル。

依多鳥浦百姓木訴訟、預御尋候須那浦網之間事、彼此者
在京仕候之間、不存知候。仍相尋候之處、件網戸者須那
浦之内候歟、又外候歟之分、為見知罷向候計之候。切破
網事者一切無之候之由令申候。而御不審相殘候者、可被
召合百姓木候歟。其上当國浦之習、兩方山之懷内者、付

其浦漁仕候事、皆以傍例候。然間為代々關東各別御下文
之地、^自祖父候之故、鳥羽左衛門入道之時、於須那浦之
内引網仕、令知行候之通、同右衛門入道之時、令知行候

分、兩浦古老百姓木皆以令存知事之候。隨地頭工藤右衛
門入道殿代官弥五郎入道之時も、為訴訟、彼浦百姓木

逃亡須那浦候之經沙汰候之時も平石を堺、至彼内者、地
頭方使者不^(金)入^(金)候き。和布跡海草木、於須那浦内計^(金)

取之候き。如此候之上者、於領内者無子細候而、多鳥百
姓木押之立網候事、自由狼藉候之處、剩及偽訴候之条、

存外之次第候哉。所詮候兩方之山内、付其浦知行仕候
事、当國浦之傍例候之上者、可有御尋候。隨而件網戸為

須那浦内哉否、被入正直御使、可有御見知候哉。其上、
雖不可立申訴人、於證據候眼前事候上者、彼兩段同兩浦

古老百姓木仁以起請文雖及御尋、不可有其隱候歟。恐々
謹言。

十二月二日

小槻國親(花押²⁵)



WCH
ケ
イ
タ
ガ

陸の延長としての水界だから
わが浦に漁業権はある！



(1328)

嘉曆三年二月六日

右、守此旨、向後可被存知状如件。

手井濱一 二郎権守、四郎次郎大夫、大郎大夫

三 隠岐介四郎次郎まゑ大郎大夫
四郎次郎こんのか

須那浦二 むまのせら

一 二郎権守、四郎次郎大夫、大郎大夫

二 隠岐介四郎次郎こんのか
前大郎大夫

一番 むまのせら

宛行 汲部・多烏うちかゑのふくらぎあちの事

多及

六 汲部・多烏両浦ふくらぎ網地宛行状

〔泰〕

平知重 (花押⁴¹)

利害ある者づく漁業権がある！だから



○四二三四 官宣旨案○賀茂別雷社文書

左辨官下近江國

應停止河上并善積庄及國中權門勢家庄蘭坊、令漁進賀茂別雷社領安曇河御厨日別供祭物事、

右、得彼社去月日解狀稱、當社御厨等、或爲平家被燒拂、

或爲源家被押領、皆悉不叶社役之間、供菜令不通、日別

供菜併所及斷絕也、今僅所憑者、**近江安曇河御厨計也、**

而件御厨漁河流、冬所釣海浦也、而近來爲權門庄蘭等、

依致制止、輒不能捕之間、日別課役更以難合期、凡者

當社供菜狩漁之地者、不願國中權門勢家庄公可釣漁

之由、被下 綸旨以來、皆所漁來也、然者絕無前法、近年

供菜御厨滅亡間、隨社家申狀、尤可蒙 勅許、何況於前

格嚴制哉、早被下 宣旨社、停止彼庄之坊、無煩令引綱、

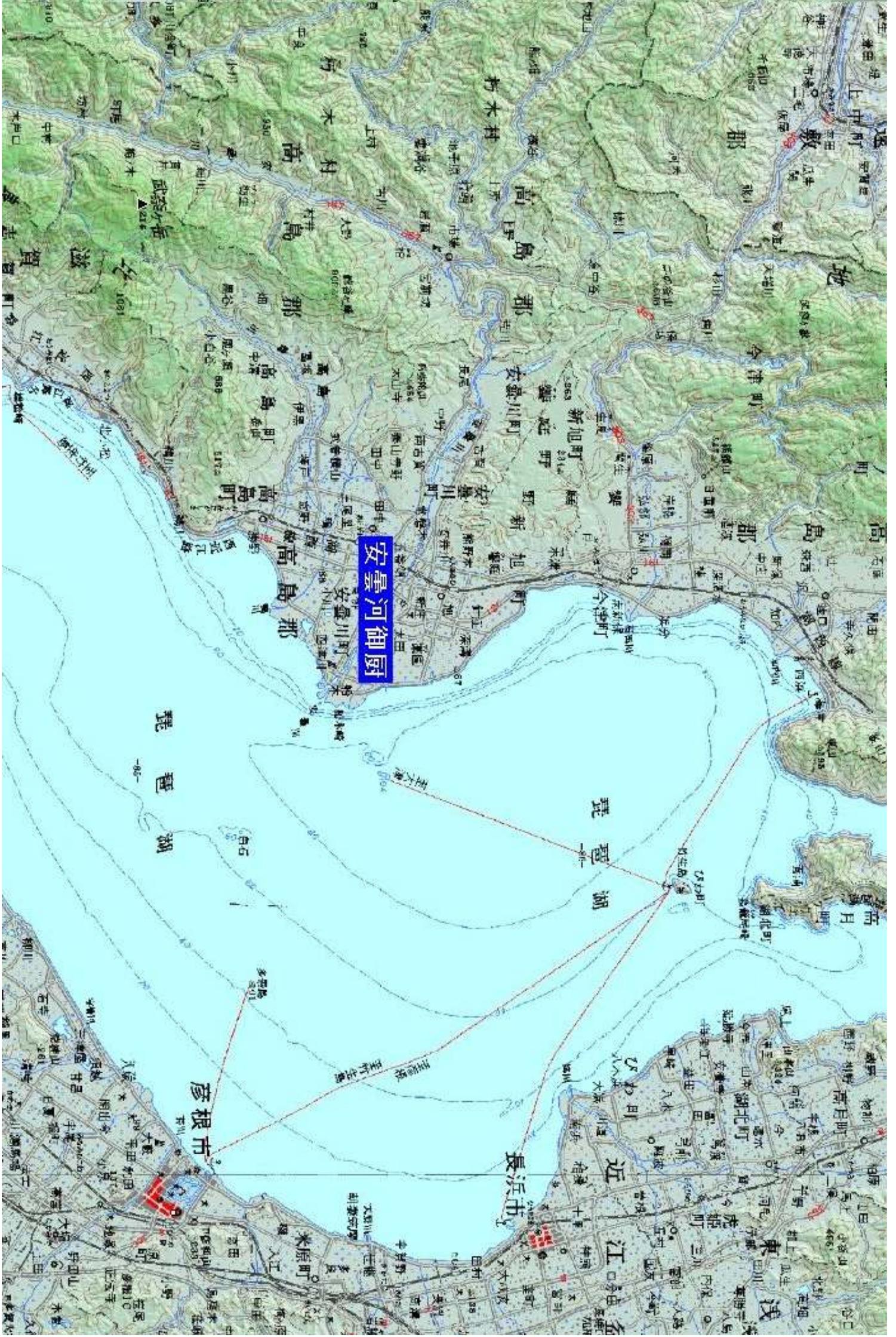
欲令奉備日別供祭者、權大納言藤原朝臣忠親宣、奉勅、

依請、國承知、依宣行之、

元曆元年十二月廿九日

大史小槻宿禰判

少辨平朝臣判



安曇河御厨

琵琶湖

琵琶湖

彦根市

長浜市

近江

浅井

東

江

尾

者迄于河尻、不可有他人希望之由、嚴制重以如此、宜從停止

云々、如元曆宣旨狀者、件安曇河御厨漁河流、冬所釣海浦也、

停止河上并善積庄、及國中權門勢家庄園坊、可漁進賀茂日別

供祭云々、前格嚴制其文明然之間、彼河新古餘流南北遠近之

江海、一向停止甲乙之濫妨、皆悉被止他人希望畢、仍船木北

濱供菜人等、可全漁進、是則只以河內被充置供祭新之故、其

河縱雖流入何庄公、任宣旨狀、可不漁進日供御贄哉、依之或

雖有權門勢家之御領、或雖多山門日吉之庄藪、於河漁者、更

非其所之成敗、只付流水、併爲御厨之成敗者也、但漁築者、

專以河尻爲本之間、比叡庄中、自年來至今今年四月、供祭人等

引綱致漁之叢中也、而自去五月三日始、爲吉直魚獵、押領彼

河尻之間、於其外河上之漁者、雖數萬町、更所無用也、又雖

有何所之未流、往古供祭人等、尋魚入之便水、所致漁築也、

而日吉禰宜大藏權少輔成茂宿禰等奏狀稱、件河建保之比、流

比叡庄之條、僅十餘年也云々、然則其條縱雖爲建保之比、已

十餘年之間、供祭人等無異儀、於比叡庄中致漁畢、迄昨今始

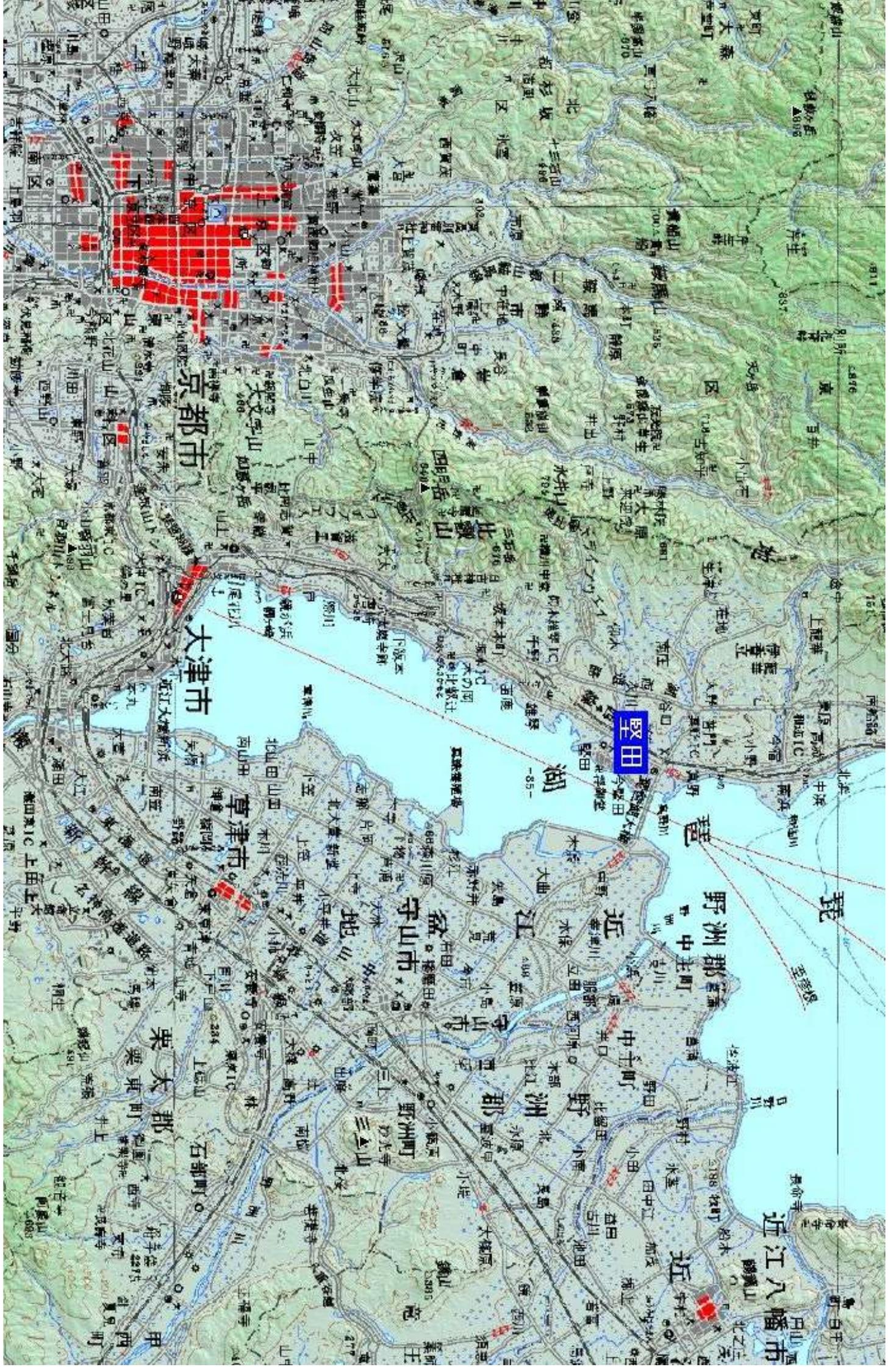
彼濫妨出來之條、其理可然哉、新儀無道、可備賢察也、吉直

違背代々宣旨、打留當社供祭之條、違勅之科尤以不輕之上、

當時綸言頻下和尙御坊、又任道理、不可有供祭妨申、御請文

及度々畢、雖然吉直更不敘用、彌乘勝企惡行、供祭人等於來

臨比叡庄中河邊者、忽及喧嘩、御厨僻事由、可致訴訟之旨結



聖田

京都市

大津市

草津市

守山市

栗太郡

野洲郡

近江八幡市

一 堅田村獵師之儀者（二行缺）

慶長拾六年板倉伊賀守様大久保石見守様安藤對馬
守様米津清左衛門様より御證文被下、堅田あみ之儀
如前々いづれ之浦々にて引候共不可有異儀候との御
文言之御證文頂戴仕、于今致所持候、依之瀬水之内
はいづれ之浦にても漁獵仕難有奉存候、自前々御
本丸御臺所へ毎年御鉾舳爲御用舳百五十枚、又は年
により百三十拾枚差上げ來候處、五年以前寅ノ春例年
之通御鉾御江戸へ上り申候へは、向後者先無用に可
仕旨御勘定所より被仰下候間、御鉾舳上申まじき由
被仰渡奉得其意、夫より以來は舳上げ不申候、然共
右之御證文を以瀬水漁獵仕渡世送り申候冥加之爲に
御座候間、代米にて成共代銀にて成共御運上被召上
被下候様に奉願候、此運上奉願段は去る寅ノ八月に
も乍恐口上書を以申上候處、御江戸へ被仰上候由に
て、其後漁獵仕様なと御尋に付申上候得共、未御運
上之事不被仰付候故、只今又乍恐堅田獵師共之爲惣
代速判仕差上げ申候、御運上被爲仰付被下候者難有
可奉存候以上

江洲滋賀郡堅田村之内西之切大綱惣代

七郎左衛門（印）

五郎兵衛（印）

助左衛門（印）

同村西之切小糸細獵師惣代

又左衛門（印）

平左衛門（印）

九右衛門（印）

同村東之切小糸細獵師惣代

重兵衛（印）

忠右衛門（印）

同村今堅田釣獵師惣代

太郎右衛門（印）

彌兵衛（印）

伊右衛門（印）

小野半之助様

(1690)

元祿三年午四月

一 堅田村獵師之儀者（一行缺）

慶長拾六亥年板倉伊賀守様大久保石見守様安藤對馬
守様米津清左衛門様より御證文被下、**堅田あみ之儀**
如前々いづれ之浦々にて引候共不可有異儀候との御

文言之御證文頂戴仕、于今致所持候、依之湖水之内

はいづれ之浦にても漁獵仕難有奉存候、**自前々** 御

本丸御臺所之毎年御鮓鮒爲御用鮓百五十枚、又は年
により百三拾枚差上げ來候處、五年以前寅ノ春例年

之通御鮓御江戸之上り申候へは、向後者先無用にて可
仕旨御勘定所より被仰下候間、御鮓鮒上申ましき由

被仰渡奉得其意、夫より以來は鮓上げ不申候、然共
右之御證文を以湖水漁獵仕渡世送り申候冥加之爲に

御座候間、代米にて成共代銀にて成共御運上被召上
被下候様に奉願候、此運上奉願段は去る寅ノ八月に

も乍恐口上書を以申上候處、御江戸へ被仰上候由に
て、其後漁獵仕様なと御尋に付申上候得共、未御運

天皇家や神社・幕府などの権力に
特殊な奉仕が認められる！
な漁業権が認められる！





領主に一定の役(貢納)を
果たしているから漁業権
が認められる！

漁業者同士から天皇や幕府によるもので、
さまざまなしべルの支配者からの保証がありうる



資源利用の競合に対するシステムが、無秩序な
濫獲を抑止してきた一面をもつ

3-(2) 山地の生業をめぐる事例

山地の生業

＝

林業・薪炭業・木工業・狩猟・漁撈・焼畑・採集・
鉱山採掘など多岐にわたるのが特徴

↓

山地生活はこれら複合的な生業によって
支えられてきた

しばしば大規模伐採との衝突

山村の資源と生業・生産物

資源の種類	生業	生産物
<p>植 林産資源</p>	<p>林業 木工業(木地屋・檜物屋) 製炭業 薪採り 採集</p>	<p>材木・板材・葺板・樹皮等 椀・盆・杓子・折敷・メシバ・蒸籠等 木炭 薪(割木)・粗朶</p>
<p>物 一般植物資源</p>	<p>採集</p>	<p>山菜・堅果・茸・工芸材料(葡萄蔓・アケビ蔓等)・衣料材料(藤・葛・科皮・刺草等)等</p>
<p>動物 陸上動物 水棲生物</p>	<p>狩猟 漁撈</p>	<p>熊・鹿・羚羊・猪・猿・鷹等 岩魚・山女・鱒等</p>
<p>土地 耕作地 草地</p>	<p>農業(畠作) 農業(焼畑) 草管理(菅場)</p>	<p>蔬菜・雑穀・茶等等 雑穀・蔬菜・茶等等 菅等</p>

秋山



多様な山地資源を利用した(焼畑・動植物利用)
小規模経営の生計をなす地域

宝永6年(1709)、

秋山の山に大規模伐採の計画がもちあがる



住民による反対運動へー庄屋へ訴え

「御用木山となつては、秋山百姓は家業が
できなくなつてしまう。

江戸への出訴でも何でもして、村中が難
儀しないようにしてほしい」

新院 宗建

國書

國書

國書

國書

國書

書

書

國書

國書

永正六年五月六日

宗建

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46

(端裏書)

「秋山之事村中連判」

願書之事

一、当村之内秋山御用木為御見分

江戸より御役人様去冬御出被遊候所ニ

雪深御座候故先御帰、春中之内ニ

又々御出御用木御見分可被遊候由

今度於御役所被仰付、いさいで

其意奉存候、然上、御用木山ニ罷成

候ハ、秋山之者とも家業も無御座、

本村ともニ諸色難義も可有御座候迷

惑至極ニ奉存候、依之乍御大義

江戸表、御出御訴訟成とも又、

如何様ニ成共御願被仰上、初終村中

難義ニ罷成候様ニ被成可被下候、尤江戸

道中夫金之義無御手支様ニ相調

可申候、惣百姓名代として拙者共罷

越候上ハ、縦此御訴訟不相叶候とも

少も御恨申間敷候、為其願書

如此御座候、以上、

宝永六年丑

正月六日

箕作村

与頭

与四右衛門(印)

同断

庄左衛門(印)

五人組頭

五部右衛門(印)

同断

佐右衛門(印)

同断

七兵衛(印)

同断

助右衛門(印)

同断

加兵衛(印)

同断

作右衛門(印)

庄屋

三左衛門殿

(端裏書)

「秋山之事村中連判」

願書之事

一、当村之内秋山御用木為御見分

江戸より御役人様去冬御出被遊候所ニ

雪深御座候故先御帰、春中之内ニ

又々御出御用木御見分可被遊候由

今度於御役所被仰付、いさい得

其意奉存候、然上、御用木山ニ罷成

候ハ、秋山之者とも家業も無御座、

本村ともニ諸色難義も可有御座候迷

惑至極ニ奉存候、依之乍御大義

江戸表へ御出御訴訟成とも又ハ、

如何様ニ成共御願被仰上、初終村中

難義ニ罷成候様ニ被成可被下候、尤江戸

道中夫金之義無御手支様ニ相調

可申候、惣百姓名代として拙者共罷

越候上ハ、縦此御訴訟不相叶候とも

少も御恨申間敷候、為其願書

如此御座候、以上、

宝永六年丑

正月六日

箕作村

1709

与頭

与四右衛門(印)

同断

庄左衛門(印)

五人組頭

五部右衛門(印)

同断

佐右衛門(印)

同断

七兵衛(印)

同断

助右衛門(印)

同断

加兵衛(印)

同断

作右衛門(印)

庄屋

三左衛門殿

享保15年(1730)、

秋山近隣の夜間瀬村・上木島村・毛見村の
者共が、秋山の山へ徒党を組んで、立木の
大量伐採に侵入

「一日に八、九百人、または千五、六百人
もの人数で入り込み、我が俣に伐採して
いる」

〔端裏書〕
「享十五年

秋山〔木島平より入込申候付言上案紙〕

乍恐以書付申上候御事

一、去酉三月御注進申上候通、近年当郡夜間瀨村并隣郷共

并すが川边上木島村・毛見村并隣郷、共大勢。致徒党

秋山之山内江入込、立木夥敷伐採申候、此所ハ樵・椈。

樽・五葉松、其外能木立ニ而御座候、右村数多■入込申候ハ、

一日ニ■八九百人或ハ千五百人も入込、我俣ニ伐採申候ハ、

防申義ハ存も寄不申、迷惑至極ニ奉存候、此山之儀段々

御尋之山ニ而御座候ハ、以御慈悲急度被仰付被下置候ハ、

有難可奉存候、以上

1730 享保十五年戌二月

高井郡箕作村
名主

三左衛門

組頭

十右衛門

同

文右衛門

百姓代

徳三郎

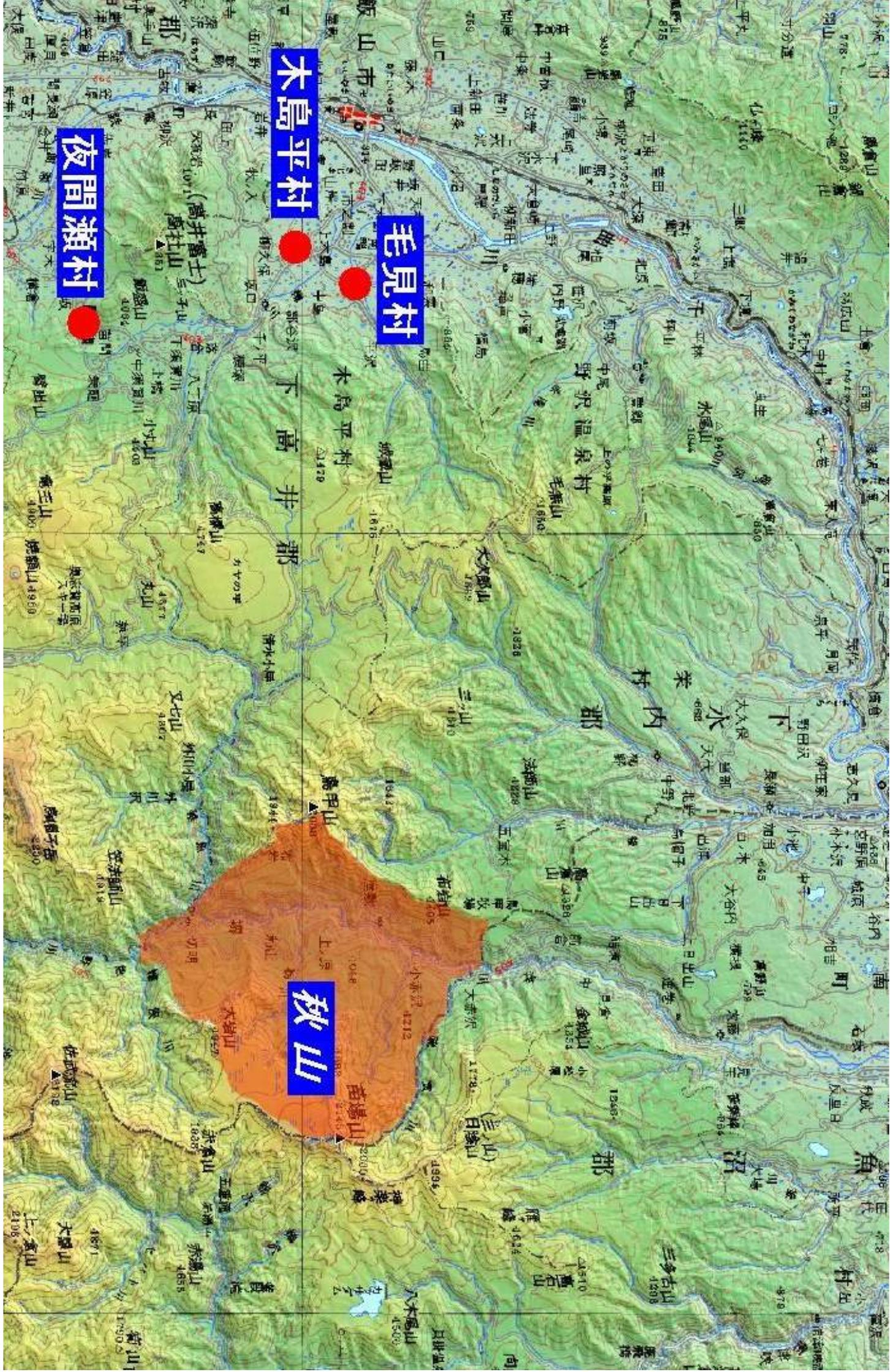
秋山

三之助

同

平右衛門

中野
御役所



木島平村

毛見村

夜間瀬村

秋山

下高井郡

水内郡

沼津郡

魚沼郡

本島平村

柴村

下

沼

沼

鳥甲山

下日出山

二日出山

三日出山

苗場山

金城山

赤倉山

大原山

八木尾山

三多古山

大原山

大原山

「巢鷹山」とは…

鷹狩り(鷹を使って鳥や小動物を狩る猟)に用いる鷹の幼鳥を捕獲するために領主が確保している山のこと。

近隣住民が「巢守」「巢鷹守」などと呼ばれる役目に任命され、一定の扶持と引き替えに巢鷹山の保護を命じられていた。

一般の住民は、営巢期を中心に巢鷹山への立ち入りや巢鷹山内での活動を制限されていた。

享保12年(1727)より、
信濃国の箕作村・志久見村が管理する巢鷹
山に、越後国赤沢村等36ヶ村の者共が侵入
し、大量の立木を伐採

享保12年(1727)より、
信濃国の箕作村・志久見村が管理する巢鷹
山に、越後国赤沢村等36ヶ村の者共が侵入
し、大量の立木を伐採

「数十年の間に越後地内の山を伐り尽くし、
近年は信濃側の巢鷹山にまで盗伐に來
るようになった。大勢で徒党を組み、材
木・薪・売り木を夥しく伐っている」

→ 享保15年(1730)に幕府の判決が出て、信
濃側の勝訴となるが、その後も紛争が続く

紅葉記

神波所

口 冬草

口 桑葉

口 冬草

口 秋草

口 冬草

口 冬草

口 冬草

口 冬草

口 冬草

口 冬草

享保十二年十一月

備前守

菅野右衛門尉
神田氏
御
御
御

(端裏書)

「申三月 御鷹山ニ付越後之出入ニ付訴状

ひかへ

」

乍恐以書付申上候御事

一、信州高井郡箕作村山内御巢鷹山大道山・高倉山

之北腰兩所江松平肥後守様御預り所越後魚沼郡

赤沢・谷内・芦ヶ崎・大井平・子種・宮ノ原六ヶ村并枝郷

御百姓共ニ去ル未春中より今年ニ至徒党仕、強勢ニ入込

御札迄打落シ材木・薪・売木等伐取申候、大勢徒党

之義ニ御座候得者、巢守共難相防、段々御訴申上候

ニ付、右之趣肥後守様御役人中江被仰達候ニ付、肥後守様

御役人中右村々江被仰付候所ニ右村々御百姓申上候者、

前々より入込材木・薪取來候間、向後共ニ材木・薪伐取申

度之由願上候ニ付、拙者共被召出御吟味被成候、右ニヶ所

御巢鷹山之義者信州地内明白成義ニ而御座候、越後

村々江木出場茂宜敷、殊ニ四拾ヶ年以前元禄年中より

三拾余ヶ年之間御鷹御用ニ無御座候内、年々少宛御巢

鷹場近所ニ而盜取申候、近年御鷹御用ニ付盜取

不申候所ニ去ル未春中より今年ニ至大勢徒党強勢ニ

(第二紙)

立木伐荒シ前々より入込候与申上候義、以之外成相違

ニ而御座候御事、

(中略)

一、前々越後村々地内山々場広御座候所二年々伐尽

其後五十余々年以前寛文年中之頃、信州地内

御巢鷹場大道山江相統候越後地内山々茂近年

迄二段々伐尽申候、越後之者共申上候通三前々より

入込申候ハ、信州御巢鷹山ハ不及申上、箕作村枝郷

秋山之百姓迄亡所可仕候得共、前々ハ越後山内場広

ニ而材木・薪等・売木迄茂伐取申候得共、数拾年之間ニ

伐尽、近年信州地内御巢鷹山江強勢ニ入込申候、

右秋山百姓者越後之者共入込之御巢鷹山より奥

山中ニ住居仕、箕作村江往還之節者越後地江懸り

罷通候御事、

右申上候通少茂相違無御座候、越後国地内

場広之山々年々伐尽、近年信州地内御巢

鷹山江忍入、少宛盜取申候所ニ、剩去ル未ノ春中より

只今ニ至大勢徒党仕強勢ニ入込材木・薪・売木

夥敷伐取申候、右御巢鷹山之義ハ慶長年中より

以來巢守共被仰付無断絶相守来申候、御国境

之義者式拾余々年以前御国絵図御出来之節

信州・越州・上州之御国境分明ニ御座候所ニ只今之

通強勢ニ伐荒申候ハ、御巢鷹山并ニ御用山ニ茂





上目出山村

下目出山村

屈廻村

高倉山

▼ 絵図の注記付箋翻刻 ▲

「此北腰慶長年中より御兼鷹山ニ而

高倉山之北腰ニ帯シ申候、則信越之

境ハ分明ニ御座候、証拠ハ信州分ハ木立

しけり、越後分ハ切かへ畑・萱地ニ而御座候、

右北腰之内御兼鷹おろし差上申候、

木印数十八本御座候」

結果的に巢鷹山は信越双方共に入山禁止を命じられるが、その後も実質的な巢鷹山の利用をめぐる両者による交渉が続く

＝

実質的には
巢鷹山は完全な立入禁止区域ではなく、一定の秩序の下での利用は行われていた

→ 「巢鷹山」**として**の入山禁止は**建前の**。
幕府の権威を利用した訴訟上のシト
リツク**として**の面をもつ

【信濃国木曾地方のケース】

木曾…尾張藩の材木資源獲得地として厳しい
森林管理が行われた地域

近世初頭(慶長～寛永期)の大量伐採



寛永期には「尽山」の危機が明らかになり
↓

資源枯渇への危機感から、寛文・宝永・享保と資源利用の厳しい制限を施行

→ 政治権力による強権的な資源保全

3-(3) 資源利用とガバナンス

資源利用上のガバナンス(秩序統制)が必要となるケース

A 在地住民または領主による資源枯渇への危機感から秩序が要請される場合

B 利用者相互の無用な対立を回避するため
に、均等原則の確保が要請される場合

C 他者の排除によって生業の維持・存続を図ることが要請される場合

時代(政治体制)の相違とガバナンス

中世…統一権力なし

→ 統一的法体系なく、「自力救済」を
原則とする社会

近世…統一政権あり

→ 幕府権力が全国を支配
私領(藩領)では大名権力が強固
社会保障的政策など支配者が一
定の面倒を見る社会

政治体制(時代)による条件の相違はあるが、

実際の生業の保証については、

- ・住民同士や在地領主同士などの当事者同士による自律的保証
- ・地域領主(在地領主)による保証
- ・広域領主(天皇家・神社・幕府等の権門)による保証

というレベルの異なる保証体系があったことは共通している

→ 在地住民自身による生業知が背景に

4. 資源枯渇への対応

他者を排除して独占的な利用が保証されて
いたとしても、その当事者たちが自ら過剰な
利用をして、資源を枯渇させてしまうことも…
(使うだけ使い切ったら終わり、というパターンの)

「人欲は限りなし。材木は数百年経申さず
候ては用立ち難く、限りあるのゆえ伐り
尽くし、只今は材木御座無く候」

→ 文政8年(1825)、

箕作村名主が秋山住人の「生活改善」を
役人に願って提出した書類中の文言

那地之... 實... 村... 一...
 去... 一... 實... 家...
 到... 地... 實... 村...
 村... 實... 實... 實...
 村... 實... 實... 實...
 實... 實... 實... 實...
 實... 實... 實... 實...

文... 實...
 實... 實...

實... 實... 實...
 實... 實... 實...
 實... 實... 實...

文政八酉年正月

秋山様子書上帳

秋山村者、信濃国高井郡箕作村枝郷ニ而本郷より凡十里を隔、辰巳之方ニ当り、村立有之惣名秋山と唱候得共、

(中略)

一、昔者榎杉に勝り榎に勝り姫小松雌松五葉松を言杯杯稀有之候共、

用る事を不知候所、百年前より此物器ニ可成を覚、曲物を製、

樽を取売、余程之助成ニ相成候所、人慾者無限、材木者数

百年経不申候而者難用立、限有之故伐尽し、只今者材

木無御座、当时者ツナノ木正名・楮ケ・水カハ・楊ハナキ・枿カ・一夕正名・榆ニ

此外雜木而已ニ御座候、尤ヲ櫻ヲ・雄松ヲ・樺ヲ・朴等稀ニ御座候、樽ニ伐

取、里方江売候へ者、少宛之錢ニ者相成候へ共、材木不宜、斧鉄

物茂悪敷難義いたし伐取、十里余之難所を背負売

渡候程之無力、乍居商人ニ売候へ者、是又駄賃まけいたし

候故、其下直仕当ニ不相成、木之実を拾ひ野菜を取飢を

凌候方増ニ付、其日之食物働而已ニ相順罷在候、

(中略)

文政

未保八酉年正月

信濃国高井郡

箕作村

名主

三左衛門

組頭

由右衛門

百姓代

茂右衛門

御代官

矢島藤藏様

100年前から榧(サワラ)・姫小松・五葉松を
曲物や樽板などの木工品にすることを覚えた



「**人欲限りなきゆえ**」現在では伐り尽くし、
ブナ・榎・水楊・栃・イタヤ・榆などの雑木ばかり
になってしまった



ブナやトチはその後、木工品の主要材料に
《枯渇した材料からの転換》

終わりに

暴走的な利用による資源枯渇もあったが、
一方では上記のような様々なガバナンスの
存在によって、相当量の自然資源が保全さ
れてきたと考えられる。

暴走的な利用による資源枯渇もあったが、
一方では上記のような様々なガバナンスの
存在によって、相当量の自然資源が保全さ
れてきたと考えられる。

ただし、ガバナンスの要請は必ずしも資源
の保全を直接の目的としてきたのではない。

- ・他者排除による独占的な利用
 - ・対立回避のための均等原則の要請
- を動機とする場合もしばしば見られる

「人ー自然」の関係に発する要請ではなく、
「人ー人」という社会的関係性からの要請
という側面も重要



「結果的に」資源保全が果たされてきたという
こともできる

ただしその背後には、
直接に自然と向き合ってきた在地住民による
自然資源に対する豊富な生業知があったこと
を認識する必要

(その知識を生かして、均等配分などの調整)

→ 権利保証は、政治体制や時代の変化に
拘わらず、在地側からの要請に発する
ことが基本

(自然知・生業知が資源枯渇への対応にも有効)

生物文化多様性ワークショップ(2009年5月10日)

中近世日本の資源利用をめぐる社会的葛藤

終わり

地球研「列島プロジェクト」中部班

白水 智